

共産党再要望項目一覧

平成30年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1、高すぎる国民健康保険料（税）の引き下げを 高すぎる国保料が住民生活を苦しめるだけでなく国保制度そのものの根幹を揺るがしている。この25年間に一人当たり国保料は6.5万円から9.4万円に引きあがっており、同時に無職者の増加で、国保加入世帯の平均所得は276万円から138万円に半減している。公的医療保険として以下、国保制度の見直しを国にもとめること。 ①全国知事会が要求している1兆円の公費投入で保険料を引き上げること。</p>	<p>平成30年度からの国保制度改革に伴い、国において3,400億円の公費拡充がなされているが、必要な財源を確保するよう知事会要望など、あらゆる機会を捉えて国に対して要望している。 また、本県としても、国が責任をもって今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立し、持続可能な国保制度の確立を求めるなど、国に対し要望を行っている。（本年度も4月9日、7月10日に要望済）</p>
<p>②均等割り、世帯割を廃止し、国保料を協会けんぽ並みに引き下げること。県としても市町村に働きかけ取り組むこと。</p>	<p>均等割、平等割など保険料の算定方式については、市町村の実情に応じて選択できるよう定められているものであり、国に対して均等割、平等割の廃止を求めることは考えていない。 また、国保制度改革でも、低所得者が多いという構造的な課題は解決していないため、引き続き持続可能な国保制度の確立を求めるなど、国に対し要望を行っている。 なお、保険料の決定については、市町村の役割であり、均等割、平等割の廃止又は保険料の引下げを県から市町村に働きかけることは考えていない。</p>
<p>③国による保険料の免除制度をつくること。</p>	<p>既に国保制度において低所得者への軽減措置がなされ、更に平成30年度の国保制度改革においても1,700億円の支援が拡充されているところであり、国に対して新たな免除制度の創設を求めることは考えていない。</p>
<p>④保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条を改正し、無慈悲な保険証取り上げをなくす。強権的な差し押さえをやめること。</p>	<p>被保険者証の返還の規定や差押え等の措置については、適切に保険料を納めている者との公平性の観点から設けられている制度であり、国に対し改正等を求めることは考えていない。</p>
<p>2、学校をよりよい教育の場にするために 学校では「ブラック」といわれる教員の異常な長時間労働による精神疾患の休職者がふえ、過労死もあとをたたない。教員の過重負担は教員同士の意思疎通や児童生徒、保護者との意思疎通の欠如をもたらし限界に達している。長時間労働の是正のため国に以下求めること。また県も是正に取り組むこと。 ①教員の持ち時間数の上限を1日4コマを目安に定め、それに必要な教員定数を増やします。小学校で週20コマ、中学校で週18コマを上限とすること。そのための定数改善計画を行うこと。</p>	<p>本県では、教員の持ち時間数の目安を小学校では週23時間、中学校では週18時間としているところであるが、国からの加配を活用して、学校課題に対応する教員の負担軽減や教員の持ち時間数の軽減など、学校ごとに弾力的な運用を図っているところである。 なお、教職員定数改善計画は国が策定するものであるが、本県としても加配の増加について要望していきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
②負担軽減のため定数外での短時間勤務教員（再任用）を配置すること。	再任用職員は、教職員定数の中でフルタイムと短時間を配置する必要があり、本人の希望やバランスを考慮して配置している。また、これまでも教員の負担軽減のために定数以外の配置として非常勤講師の充実に努めている。さらに平成30年度からは、非常勤職員（教員業務アシスタント）を国の補助事業を活用して県内に13名を配置しているところであり、国の予算措置状況を踏まえて、配置を検討してまいりたい。
③教員免許更新制を中止すること。	教員免許更新制については、教員の資質・能力を一定以上に担保するための重要な制度と考えられるため、国に対して廃止の要望等を行うことは考えていない。なお、教員が更新講習を受講する際の利便性を向上させるため、県内で更新講習を開設している大学と連携し、開催時期の調整等を行っている。
④カウンセラーは常勤として人数を増やすこと。	近年、特別な支援を必要とする生徒が増え、相談内容も多岐にわたり、専門的見地からのカウンセリングや支援が一層必要な状況であることから、スクールカウンセラーの配置時間数の拡大や常勤職員である教育相談員の増員を図っているところであり、今後も学校現場のニーズを踏まえながら、児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな対応の一層の充実につながるよう、必要な相談体制を検討してまいりたい。
⑤現場に負担を与えている全国学力テスト、授業内容の増加、自治体独自の学力テスト、行政研修・各種研修を削減・中止し、労働時間短縮のための措置をすること。	<p>全国学力・学習状況調査は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することの他に、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることや、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的に実施されており、学力向上に向けた効果的なツールとなり得ることから、中止を求める予定はない。なお、独自の学力テストについては、鳥取県は実施していない。</p> <p>授業内容については、学習指導要領に基づいて実施されるものであり、県の判断で削減することは難しい。また、研修については、地方公務員法及び教育公務員特例法に基づき、「学校とともに教員を育てる」「教員は学校で育つ」との考えのもと、OJTの推進を踏まえた往還型の研修を実施しており、年間の研修計画を作成する際には、学校の実情や研究大会等の日程を考慮し、負担がかからないように配慮している。</p>
⑥部活動の負担軽減 1) 「休養日は週二日以上、土日のどちらか休み（「スポーツ庁ガイドライン」）を関係者の議論を通じて定着させる。	<p>県教育委員会では、スポーツ庁のガイドラインを受けて、「運動部活動の在り方に係る協議会」（中学校・高等学校等の運動部活動に係る関係団体の代表者等で構成）を立ち上げ、適切な休養日等の設定等について議論し、委員からの意見を踏まえて11月末頃に「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」（以下、「部活動方針」という。）を策定する予定である。</p> <p>この方針に沿って、市町教育委員会や各学校で活動方針等が作成されるが、県教育委員会としてはこの方針の周知や、必要に応じて関係者と協議しながらフォローアップを行い、定着を図っていきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
2) 部活動指導員（非常勤公務員）は顧問教員と連携した過熱化の抑制、スポーツや文化の科学的知見や教育の情理を踏まえた指導を重視すること	県教育委員会では、県立学校の部活動指導員に対して、部活動指導者研修会及びスポーツ指導者研修会への参加を義務付けるなどして、部活動が最適に実施されるよう努めている。なお、中学校の部活動指導員については各市町で対応されている。
3) 教員の顧問強制、生徒への入部強制をやめること。	中学校及び県立学校の部活動顧問については、各学校において部活動数等の実態に応じ、学校長が適正配置に努めているところである。また、中学校における生徒の部活動への参加については、全員加入とするかどうかを含め、各中学校で判断されている。 県教育委員会としては、部活動の教育的効果を踏まえつつ、部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることに鑑み、原則として生徒が自由に選択できるようにすることを部活動方針の中で示すこととしている。
⑦教職員の働くルールを確立すること。新たな変形労働制の導入はやめること。	平成29年度末に、教職員の働き方改革に係る基本方針となる「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定し、時間外業務が月80時間を超える教職員の解消と一人当たり時間外業務時間数を3年間で25%削減することを目標として導入し、教員の負担を軽減する取組を推進しているところである。 新たな変形労働時間制については、中央教育審議会における議論を注視し、適切に対応していきたい。
⑧公立、私立での非正規教職員の正規化と待遇改善を進めること。 1) 公立では教員は基本を正規採用とすること。現業職員の正規雇用の拡大をする。	近年教員の定年退職者数の増加等に伴い、正規採用者数について年次的に増加させているところであり、今後も、学校の統廃合や児童・生徒数の減少等の状況も考慮した上で、可能な限り正規職員の採用に努めたい。 現業職員については、全国的に業務の民間委託化等が進む中、本県県立学校では近年も定数を維持しているところであり、今後も定数維持に努めていく。
2) 私立では、若年の常勤講師を専任職員とするよう私学助成の仕組みを改善すること。	本県では、私立学校も公教育の一翼を担うという位置づけのもと、公立に比べて私立との格差が生じないように、私立中学校・高等学校に対して生徒一人当たり全国一位の私学助成を行っている。若年の常勤講師の専任職員化についてはこれらの中で各私学がそれぞれ取り組んでいくべきものであり、私学助成の仕組みの変更については考えていないが、学校訪問などを通じて、教職員の働く環境の改善について働きかけをしていく。
3、水産改革法案の中止を求めること 漁業法改正の概要は①漁業権の地元漁民への優先付与をやめ、企業に漁協を通さずに免許を与える②海区漁業調整委員会から公選制を廃止、知事の任命制にすることなどだが、この法案は沿岸漁業者の生存権を奪い、資源管理で守ってきたルールや環境を壊し、漁業権を外国企業に売ることが可能となるなど重大な事態が考えられる。断固反対すること。	この度の漁業法の改正は、漁場の有効活用や海区の実情に応じた漁業調整委員の選任を図ろうとするものであることから反対することは考えていない。 なお、改正後においても、既存の漁業権者（地元の漁協）が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に漁業権を免許することとされている。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4、外国人労働者雇用拡大について</p> <p>政府が外国人労働者受け入れを拡大する出入国管理法改定案は、外国人労働者の「使い捨て」を深刻化させる重大な問題である。昨年1年間に外国人技能実習生を雇用した鳥取労働局の事業所立ち入り調査では、調査した57事業所のうち47事業所、82.5%の労働法令違反が報告されている。全国平均の70.8%に比べても高い出現率である。鳥取労働局の担当者によると「事前情報がある事業所しか行かないから違反率が高い」とのことであるが、それにしても高い数字であり、改善は喫緊の課題である。「雇用の調整弁」「安上がりの労働」「人権侵害」という現状の実態をそのままに国会での拙速な審議は許されない。またこれらは日本人の働き方にも直結する問題であり、改定案に反対すること。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法は、日本国への入国や帰国、在留資格制度など国の専管事項を定めるものであり、その改正については国会での審議を注視したい。</p> <p>なお、適切な技能実習の実施や新たな就労制度の周知徹底、外国人労働者定着に必要な受入環境整備、相談窓口の設置、日本語学習の環境整備等について、今年7月に国へ要望したところであり、法案を踏まえ引き続き要望していくこととしている。</p>
<p>5、幼児教育・保育の無償化について</p> <p>①政府は来年10月に始まる幼児教育・保育の無償化で、保育所の給食費（食材費）は実費徴収する方針である。幼稚園に合わせるためとしているが、給食は保育の一環であり、幼稚園・保育所ともにすべての子どもに無償化するよう国に求めること。県では有料化しないよう対応すること。</p>	<p>幼児教育・保育の無償化に当たっての食材料費の取扱いについては、現在国において検討中であるが、義務教育においても実費徴収されていること、低所得世帯において保育所、幼稚園ともに負担軽減される方向であることを踏まえ、国に対する要望や県独自の支援は考えていない。</p>
<p>②公立保育所等の無償化について、自治体負担が増えないよう必要な措置を講ずるよう国に求めること。</p>	<p>幼児教育・保育の無償化に当たり、地方に新たな負担が生じないよう全国知事会や県単独での要望活動を実施している。</p>
<p>6、小中学校のエアコン設置について</p> <p>小中学校のエアコン設置については既設の市町村との不公平感が出ないように、市町村への自由度の高い施設整備費助成で対応すること。事業は地元の業者に分離発注すること。</p>	<p>小中学校のエアコン設置については、設置者である市町村がそれぞれの判断に基づいて設置を進めているが、従来から市町村に対する国の支援制度があり、今年度に国補正予算で創設される臨時特例交付金ではより一層の地方負担の軽減が図られているため、県が補助することは考えていない。また、事業の発注方法等については、事業主体である市町村において、発注のボリュームや整備時期等、個別の事情を踏まえながら検討されるものと考えている。</p>